

特別徴収のしおり

あきる野市役所（市町村コード：132284）

【目次】

- P1 特別徴収の事務取扱要領について（お願い）
- P3 あきる野市の税率等について
- P4 こんなときどうする？届出書・手続の早見表
- P4 退職所得に係る特別徴収について
- P5 納入書を訂正する場合について
- P6 地方税ポータルサイト「eLTAX」のご案内
令和6年度個人市・都民税における定額減税について
- P7 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記載例）
以降
 - ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ・特別徴収切替届出（依頼）書
 - ・退職所得に係る市民税・都民税特別徴収
（納入申告書兼納入内訳書・税額の個人別内訳書）
 - ・納入場所（払込金融機関）



【特別徴収に関する問い合わせ先】

あきる野市役所課税課市民税係

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

TEL 042-558-1111（内線2431～2434）

●特別徴収の事務取扱要領について（お願い）

1 特別徴収とは

納税者の便宜を図る目的から、納税者が1年間に納めなければならない市民税・都民税（「住民税」といいます。）を、6月から翌年5月までの12回に分けて、事業所において、従業員に支払う毎月の給与から差し引いて納入していただく制度です。

（給料日の間隔が1か月を越える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。）

2 納税義務者（従業員）への通知書の交付

「特別徴収税額の決定通知書」は、【特別徴収義務者用】と【従業員配布用】の2種類あります。「特別徴収税額の決定通知書」の【従業員配布用】については、ミシン目で切り取り、各従業員に交付してください。退職等の事由により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」に添付して、退職等のご連絡とともに返却してください。

3 特別徴収税額の納入の方法

事業者（特別徴収義務者）は、「特別徴収税額の決定通知書」に記載してある各従業員の月割額を毎月の給与を支払う際に差し引いて、その合計額を同封又は所定の納入書により、翌月10日まで（土・日曜日、祝日に当たるときは、次の平日）に指定金融機関又は収納代理金融機関から納入してください。

なお、初めて首都圏（神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨）以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用して納入される場合は、別ページの「指定通知書」に年月日及びゆうちょ銀行名（郵便局名）を記入して、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口へ提出してください。

4 特別徴収税額の変更

確定申告書の提出や給与支払報告書の訂正などの事由により、従業員の1年間の住民税額に変更が生じる場合があります。

従業員の住民税額が変更されると、毎月の給与から差し引いていただく額も変更されます。その場合、「特別徴収税額の変更通知書」の【特別徴収義務者用】【従業員配布用】を送付いたしますので、通知された変更月から徴収額を変更してください。また、「特別徴収税額の変更通知書」の【従業員配布用】については従業員に交付してください。

なお、「特別徴収納入書」は、1年度に1回の発送となります。月割額の変更の際には、すでに印字されている金額を手書きで訂正してご利用ください。

5 従業員に退職・休職・転勤などがある場合

(1) 納税義務者（従業員）に退職・休職及び転勤等による異動があった場合は、異動があった日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。記入につきましては、別ページの記載例を参照してください。

なお、異動届出書の提出が遅れますと納入状況が合わなくなり督促状が発送される場合もあります。

(2) 当市より送付した「特別徴収税額の決定通知書」に記載されている非課税の方についても、異動届出書を提出してください。

(3) 届出書の用紙が足りない場合は、市のホームページからダウンロードしていただくか、コピーしてお使いください。

6 退職・休職者の徴収方法

(1) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

退職・休職等により、特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収へ切替となり、個人で納付していただきます。

なお、利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出や了解を得て、退職時に支払のある給与又は退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

(2) 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払のある給与又は退職手当等から一括徴収することとなっています。

7 事業所の所在地、名称に変更がある場合

事業所の所在地、名称に変更が生じた場合は、別ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入の上、提出してください。

8 年度の途中で特別徴収にしたい場合

納税義務者（従業員）の就職等により、年度の途中で特別徴収にしたい場合は、別ページの「特別徴収切替届出（依頼）書」に必要事項を記入の上、提出してください。

9 各金融機関における地方税納入代行サービスについて

金融機関によっては、地方税納入の代行サービスを行っています。ご利用方法など詳しい内容については、お取引先の金融機関へお問い合わせください。

10 地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日から個人住民税（特別徴収分）などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となりました。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

11 納期限までに月割額を納入できなかった場合

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入すべき税額に、次の表の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。延滞金を計算する際、月割額で1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。

	本則	特例
納期限後1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合＋1%
納期限後2か月目以降	14.6%	延滞金特例基準割合＋7.3%

※延滞金特例基準割合：平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に1.0%を加算した割合。

12 納期の特例（年2回納入）について

特別徴収税額の納入は、原則12回の毎月納入となりますが、受給者が常時10人未満の事業所で、納期の特例を申請し、市長の承認を受けた事業所は、年2回の納入（11月及び5月の翌月10日まで）となる納期の特例を受けることができます。

納期の特例についての申請書は、あきる野市のホームページに掲載しています。

1 3 個人番号の利用目的について

市区町村から「特別徴収税額の決定・変更通知書」の【特別徴収義務者用】により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第3項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

1 4 特別徴収義務者の個人番号の収集について

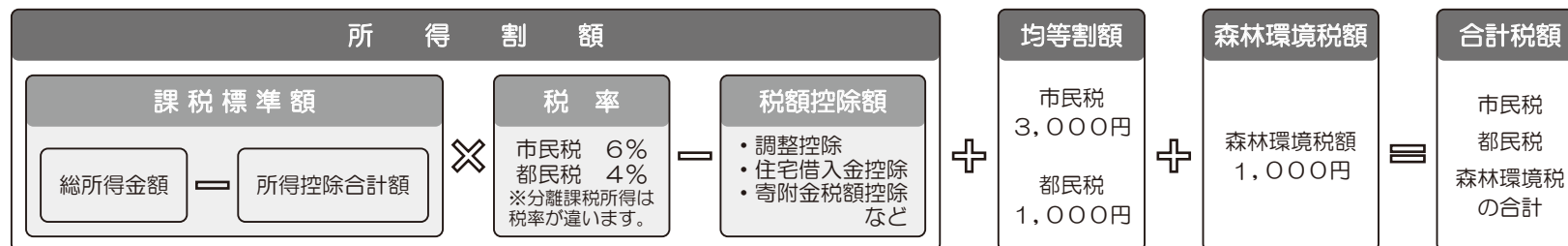
特別徴収義務者は、納税義務者の個人番号を収集する責務があります。本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

●あきる野市の税率等について

1 住民税算出の仕方



2 所得割の税率（総合課税分）について

課税標準額に対して一律10%（市民税：6% 都民税：4%）

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

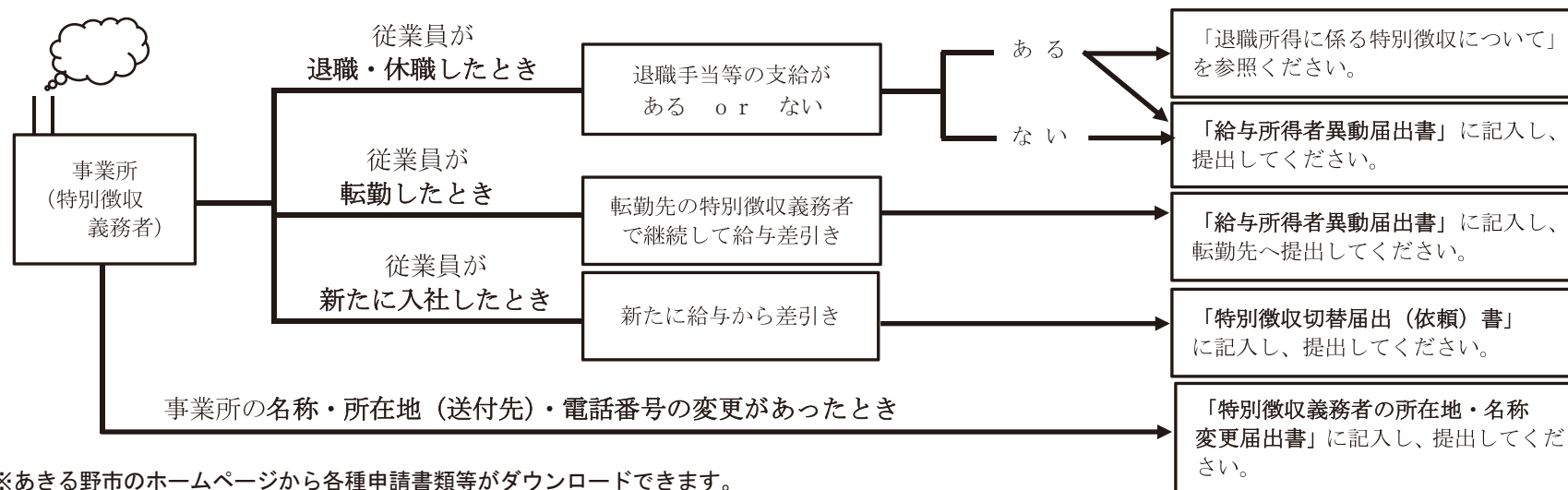
3 均等割額・森林環境税額について

市民税 3,000円 都民税 1,000円 森林環境税（国税） 1,000円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による市民税及び都民税均等割額の500円の加算措置については、令和5年度をもって終了しました。

※「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行により、令和6年度から、森林環境税（国税）として、1人年額1,000円を、市区町村が賦課徴収することとなりました。

●こんなときどうする？ 届出書・手続の早見表



※あきる野市のホームページから各種申請書類等がダウンロードできます。

あきる野市ホームページ（ <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/> ） ⇒ オンラインサービス ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 税金・国民健康保険・年金
⇒ 住民税に関する様式のダウンロード ⇒ 特別徴収関係

●退職所得に係る特別徴収について

退職所得に対する住民税は、退職所得の支払がある際に、他の所得と区分（分離課税）して、その支払者が税額を計算し、徴収した月の翌月10日までに納入していただくことになっています。また、当しおり内に掲載している「退職所得に係る市民税・都民税特別徴収納入申告書兼納入内訳書・特別徴収税額の個人別内訳書」に記入し、市へ提出してください。

◎退職所得に係る住民税の計算方法

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times [\text{市民税} 6\%, \text{都民税} 4\%]$$

退職所得の2分の1課税の有無

	勤続年数	退職所得控除後の金額	
		300万円以下の部分	300万円超の部分
特定役員等以外	5年以下	1/2課税あり	1/2課税なし
	5年超		1/2課税あり
特定役員等	5年以下	1/2課税なし	
	5年超	1/2課税あり	

※勤続年数が5年以内の特定役員等以外に対する退職所得の計算について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1とする措置が、令和4年1月1日以降に支払われるべき退職所得等から廃止になりました。

●納入書を訂正する場合について

1 「特別徴収税額の変更通知書」が届いて、納入税額が変更になった場合

「納入金額（１）」の数字を二重線（＝）で抹消し、「特別徴収税額の変更通知書」の【特別徴収義務者用】を確認いただき、訂正後の納入金額を「納入金額（２）」の給与分の欄に記入してください。

2 退職所得に係る住民税を併せて納入する場合

「納入金額（１）」の数字を二重線で消し、「納入金額（２）」の給与分と退職所得分の欄にそれぞれ記入し、その合計を合計額の欄に記入してください。なお、特別徴収義務者が個人事業主の場合を除き、納入書裏面の納入申告書にも必要事項を必ず記入してください。

納入書訂正の記入例

東京都 あきる野市		個人市民税 個人都民税		納入済通知書 公 489	
市区町村コード 1 3 2 2 8 4		口座番号 00100-5-960489		加入者名 あきる野市会計管理者	
令和 09 年 00 月 01 日		納入金額(1) 199,100		納入済通知書の金額欄に ＼は記入しないでください。	
132284		給与分 346800		1. 二重線で抹消してください。	
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なる場合は、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。		退職 所得分 295000		2. 給与分の変更後の金額を必ず記入してください。	
納期限 令和 年 10 月 10 日		延滞金 000000		3. ￥マークは記入しないでください。	
東京府金事務センター (〒330-9794)		合計額 641800		4. 退職所得に係る税額を納入する場合に記入してくだ さい。	
領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒197-0814 又は 所在地 あきる野市二宮350番地 氏名 あきる野市役所		5. 延滞金がある場合に記入してください。 (合計額を記入しないよう注意してください。)	
納		納		6. 上記2. 4. 5. の合計額を必ず記入してください。	

3 納入書記入の注意点

納入書は機械により処理しますので、次の点に注意願います。

◎折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。

◎黒のボールペンで記入してください。

◎数字は記入例に従って記入してください。

◎数字は所定の枠からはみ出さないよう記入してください。

◎金額欄の頭に￥マークは記入しないでください。

<数字の記入例> ※数字は枠からはみ出さないようお願いいたします。

良い例	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
悪い例	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	上を離さない	カギをつけない	まるめない		上をふさがない	横線を離さない	横線を出さない	上につきでたり、するどくしない	離さない	

●地方税ポータルサイト「eLTAX」のご案内

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方税の申告、申請、納税などの手続は、紙の申告書で行う場合、それぞれの地方公共団体ごとに行っていただく必要がありました。しかし、eLTAXは、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続が可能となります。

あきる野市では、eLTAX上で特別徴収関連の手続を電子的に行うことができます。紙書類の提出が不要となりますので、郵送代も掛からず、特別徴収義務者の皆様にとっても、大変便利なシステムです。是非、ご利用ください。

◎ご注意ください！

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

●令和6年度個人市・都民税における定額減税について

「令和6年度税制改正の大綱」において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人市・都民税において定額減税を実施することが決定されました。

※ 定額減税について、令和6年3月現在の確定事項を記載しております。詳しくは、当市HPなどの最新情報を参照してください。

1 定額減税の対象者

令和6年度の個人市・都民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下で所得割が課税される者

※ 均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

2 定額減税額の算出方法

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度分の個人市・都民税1万円が減税されます。なお、減税はすべての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から行います。

3 給与特別徴収の対応について

令和6年度のみ、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。

※ 減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分で均等割額をまとめて徴収します。

※ 特別徴収税額の決定・変更通知書は、定額減税の対象か否かにかかわらず、全従業員分について、例年通り5月中旬にお送りします。

※ 定額減税の対象外となる納税義務者は、従来のとおり、令和6年6月分から徴収します。

[illegible]

に係る給与所得者異動届出書

令和 年 月 日提出		あきる野 市長 殿		〔 特別徴収 給与支払者 〕 〔 義務者 〕	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号												
					フリガナ												宛 名 番 号												
					氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属											
																		氏 名											
				個人番号 又は法人番号														←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線()							
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収															
	氏 名																												
	生年月日		年 月 日																										
	個人番号																												
	受給者番号																												
	1月1日 現在の住所																												
	異動後の 住所																												
				円	円	円	[] 右から 番号を 記入		1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合 7. 併 の 〔 事由・理由 〕		[] 右から 番号を 記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
（新しい勤務先） 新 しい 徴 収 義 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規					法人番号											
	所 在 地	〒						担当 者 連 絡 先	所 属									
	フリガナ								氏 名									
	氏名又は名称								電 話									
										受 給 者 番 号					納入書の可否 （新規の場合のみ記載）		☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月 10 日納入期限分）で 納入します。
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から 番号を 記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
				月 日

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

御注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では中段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年____月____日 提出 (宛先) あきる野市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。											特別徴収義務者 指 定 番 号					※市町村ごと に異なります		
		名 称 (氏 名)												担当者 連絡先	係						
		代表者の 職 氏 名													氏名						
		法人番号															電話	— —			

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線 _____)		— — (内線 _____)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(_____)			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 _____															
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ																
			名 称																
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		電話番号	— — (内線 _____)															
			法人番号																
	指定番号		※市町村ごとに異なります											特別徴収義務者 指定番号					※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年____月____日 提出 (宛先) あきる野市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	〒 _____												特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ														新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)		
		名 称 (氏 名)													担当者 連絡先	係		
		代表者の 職 氏 名														氏名		
		法人番号																電話

給与所得者	フリガナ					旧 姓		普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏 名								
	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日						特別徴収開始予定月	月 分 (_____ 月 _____ 日納期分) から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒 _____							
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						届 出 理 由	1. 入社 2. その他 (_____)
								月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いいただくか、当市のホームページから印刷してご利用いただけます。

【提出先】 〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

退職所得に係る市民税・都民税特別徴収納入申告書兼納入内訳書（特別徴収義務者が個人事業主の場合）

退職所得に係る市民税・都民税特別徴収税額の個人別内訳書（特別徴収義務者が個人事業主以外の場合）

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

あきる野市長 殿		(特別徴収義務者)												指定番号		
		所在地（住所）														
		名 称（氏名）												担当者	所属	
		法人番号または 個人番号														氏名
年 月 日提出		納入年月日		年 月 日										電話		
退職手当等の支払を受ける者の 退職した年の1月1日現在の住所		氏 名 生 年 月 日		退職手当等の 支 払 金 額					勤続年数 (1年未満 端数切上)		特定役員 退職手当等の 該当の有無		特別徴収税額			
				円					年		有・無		市 民 税	都 民 税		
1		年 月 日生											円	円		
(摘要)																
2		年 月 日生		円					年		有・無		円	円		
(摘要)																
3		年 月 日生		円					年		有・無		円	円		
(摘要)																
合 計		人員計		退職手当等 の支払金額計					市民税・都民税の特別徴収税額計							
年 月分		人		円					市民税		都民税		合計			
									円		円		円			

(お願い) 1. 他の退職手当等の支払金額がある場合は、摘要欄に記入してください。
2. 分割納入する場合は、摘要欄に記入するか、内訳を添付してください。

【提出先】 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 あきる野市役所課税課市民税係

※ この内訳書は、コピーもしくは当市ホームページから印刷してご使用ください。

(あきる野市提出用)

● 納入場所（払込金融機関）

次の金融機関の本支店をご利用ください。

1. あきる野市指定金融機関

りそな銀行（あきる野支店）

2. あきる野市収納代理金融機関

西武信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫 秋川農業協同組合 みずほ銀行
埼玉りそな銀行 きらぼし銀行 山梨中央銀行 大東京信用組合 中央労働金庫
東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合

※ 払込金融機関は、新たな指定、取消し、名称変更等により変更となる場合があります。

3. ゆうちょ銀行・各郵便局

※ 首都圏（神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨）以外のゆうちょ銀行・各郵便局を利用する場合、指定通知書を初回のみ提出してください。

指定通知書が必要な場合は、担当までご一報いただくか、課税課窓口までお越しくください。

4. あきる野市役所

あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 りそな銀行あきる野支店派出所（本庁舎内）